

暴風警報等による臨時措置

- (1) 午前 6 時 00 分の時点で、倉敷市に「特別警報」(大雨, 暴風, 高潮, 波浪, 大雪, 暴風雪)が発令されている場合、臨時休業とする。
- (2) 午前 6 時 00 分の時点で倉敷市に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合、生徒は自宅で待機する。午前 9 時の時点でも、引き続き同警報が出されている時は、臨時休業とする。
- (3) その他の警報(洪水など)については、特に連絡のない限り普通どおり登校する。ただし、倉敷駅を中心とした区間で山陽本線・伯備線が計画運休を実施する等、(公共交通機関が)天候が原因で運行見合わせをする場合は、(2)の規定に準ずる。